

南米本部町出身子弟研修生受け入れ事業 に係る委託業者選定要領

1 事業目的

この事業は、南米本部町出身子弟研修生受け入れ基金条例(平成5年本部町条例第11号)第6条に基づき、南米に在住する本部町出身者の子弟を研修生として受け入れ、子弟の人材育成を図るとともに南米諸国との友好親善に資することを目的とする。

この要領は、「南米本部町出身子弟研修生受け入れ事業」の業務を委託する業者選定に必要な事項を定める。

2 委託業務の内容

- (1) 内容：南米本部町出身子弟研修生受け入れ事業に係る企画提案仕様書を参照
- (2) 実施日：契約日～令和9年3月31日
- (3) 委託業者選定方法：企画提案書等による公募型プロポーザル方式

3 契約期間

契約日～令和9年3月31日

4 事業予算額

7,253,000円(税込)の範囲内で見積もること。ただし、この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額とは異なる。

なお、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付する必要がある。ただし本部町契約規則(昭和52年6月1日規則第3号)第30条に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

5 応募資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 「海外子弟等の人材育成・研修受入に関する事業」の実績やノウハウを有すること。
- (3) 県内に主たる事業所を有し、業務進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせに円滑に対応できる体制を有すること。
- (4) 本委託業務を実施するため、管理責任者を含めて2人以上の担当者を割り当て、十分な遂行体制がとれること。必要に応じて、スペイン語、ポルトガル語に対応できる体制を外部委託等も含めて確保すること。
- (5) 応募は、共同企業体でも可とし、この場合の要件は以下のとおりとする。
 - ① 共同企業体を代表する事業者が応募すること。
 - ② 共同企業体を構成する全ての事業者が、応募資格(1)の要件を満たす者であること。
 - ③ 共同企業体を構成する事業者のいずれかが、5 応募資格 の(2)、(3)、(4)の要件を満たす者であること。

6 応募方法について

(1) 企画提案応募申請書の提出

応募者は、本実施要領に基づき企画提案応募申請書及び資料（以下「企画提案書等」という。）を提出すること。なお、期限までに企画提案書等を提出しない者又は、応募資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

- ① 企画提案応募申請書 : 【様式1】 正本1部・副本6部
- ② 会社概要表 : 【様式2】 正本1部・副本6部
- ③ 実績書 : 【様式3】 正本1部・副本6部
- ④ 見積書 : A4版様式任意 正本1部・副本6部

(注1)本要項に基づき、見積金額（4 事業予算額 で示す委託料の上限以内）を記入すること。

(注2)正本1部のみ契約権限者印を押し、副本6部は複写とする

- ⑤ 企画提案書 : A4版様式任意(片面10枚以内) 各7部
※企画提案書等を受領した後の提案の内容の追加、修正及び再提出は認めない。
- ⑥ 業務実施体制 : 【様式4】 正本1部・副本6部
- ⑦ スケジュール表 : 任意様式 正本1部・副本6部
- ⑧ 履歴事項全部証明書 : 正本1部・副本6部 ※3か月以内に発行されたものを提出すること。
- ⑨ 共同企業体協定書 : A4版様式任意 正本1部・副本6部
※共同企業体で提案する場合、②、③は構成員毎に作成し、提出すること。

(2) 企画提案書等の提出期限

- ① 提出期限 令和8年度6月24日（水）※午後5時必着
- ② 提出方法 郵送又は持参すること。（電子メール、FAXは不可）

※郵送で提出の場合は、書留等、記録の残る方法とし、発送の旨を電話連絡すること。

7 質問の提出方法

企画提案書提出に伴う本実施要領及び仕様書に質問があるときは、次の通り質問を受け付け、その質問に対して回答する。

(1) 質問

- ① 提出書類 質問書【様式5】
- ② 提出期限 令和8年6月19日（金）※午後5時必着
- ③ 提出方法 電子メールに限る。なお、電子メールを送信したときは、必ず送信した旨を電話連絡すること。

(2) 回答

- ① 回答方法 回答は、電子メールとし、回答できるものから順次回答する。また、すべての質問に対する回答を参加者全員に行う。質問者名は明記しない。
- ② 回答期限 令和8年6月22日（月）までを予定。

8 辞退届の受付

本プロポーザルを辞退しようとする者は、次のとおり辞退届を町長に提出するものとする。なお、辞退したことを理由として、今後、本部町の行う業務に不利な取り扱いをされることはない。

- (1) 提出書類 辞退届【様式6】
- (2) 提出期限 令和8年7月1日(水) ※午後5時必着
- (3) 提出方法 郵送又は持参

9 選考方法

1次審査を通過した者がプレゼンテーション審査に参加することができる。2次(プレゼンテーション)審査では、本部町に設置する評価委員会においてプレゼンテーション(15分程度)を行い、委託候補者を決定する。なお、プレゼンテーションは事前に提出した応募書類のみを用いて説明すること。

10 審査

企画商工観光課において、書類審査を行う1次審査を実施し、応募者の中から3社程度を選定する。2次(プレゼンテーション)審査では、本部町に設置する評価委員会においてプレゼンテーション(15分程度)を行い、委託候補者を決定する。なお、プレゼンテーションは事前に提出した応募書類のみを用いて説明すること。

(1) 1次(書類) 審査

- ① 審査基準 別紙1のとおり
- ② 結果通知 令和8年6月26日(金)に当該審査を実施した全事業者に対し、書面(普通郵便)にて通知する。また、書面と併せて電子メールにて通知する。

(2) 2次(プレゼンテーション) 審査

1次審査を通過した事業者に対し、2次審査を実施する。

- ① 実施日時等(予定)
令和8年7月3日(金) ※実施時間の詳細は(1)②結果通知に併せて電子メールにて通知する。
- ② 実施方法
 - (ア)各参加事業者の提案時間は15分以内とし、企画提案書の内容に沿って行う。追加提案や変更資料の配布は認めないが提出した企画提案書の内容を補完する資料の使用は可とする。
 - (イ)説明は、【様式4】に記載された者が行うこととし、会場に入室できるのは説明者を含め3名までとする。
 - (ウ)説明時はプロジェクターの使用を可とする。その場合、プロジェクター、スクリーンは本部町が用意したものを使用することができる。予め必要な機材を報告しておくこと。(プロジェクターは、VGA、HDMI端子の使用が可能)
 - (エ)プレゼンテーションの順番は企画提案書の受付順で実施する。
- ③ 審査方法
 - (ア)各応募者のプレゼンテーション毎に、各委員は各項目について「別紙2」により、委員ごとに審査・評価し、総合計点が大きい提案者順に順位をつける。
 - (イ)全応募者のプレゼンテーション終了後、事務局において各委員の採点票を回収して各応募者の点数を集計し、順位点を付す。順位点については、総合計点数が1位の者を3点、2位の者を2点、3位の者を1点とする。
 - (ウ)各委員の順位点を提案者ごとに集計し、順位点合計が最も大きい者を最上位者として選定する。なお、最上位数が複数となった場合は、「1位」の順位点を得た数を多く得た事業者を最上位者とする。さらに、「2位」の順位点を得た数についても同じである場合は、各委員

採点数の総合計が最も大きい者を「委託候補者」として選定する。

(エ)最低基準点は50点とし、最低基準点を満たさない企画提案事業者は、選定の対象としないものとする。応募者が1者の場合も同様とする。

④ 結果通知

令和8年7月7日（火）に当該審査を実施したすべての者に対し、書面（普通郵便）にて通知する。また、書面と併せて電子メールにて通知する。

11 提案者の無効又は失格

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) プレゼンテーションに欠席した場合
- (5) その他、企画提案にあたり、著しく信義に反する行為等があった場合

12 その他留意事項

- (1) 企画提案書の作成にかかる経費は、応募者負担とする。
- (2) 今回の公募は、委託契約候補者を選定するものであり、契約締結を保証するものではない。
- (3) 提出された企画提案書は、原則として返却しない。
- (4) 事業実施にあたっては、本部町と随時実施内容を協議しながら進めていくものとし、提案内容の全ての実施を保証するものではない。
- (5) 検討すべき事項が生じた場合は、本部町と受託業者で別途協議する。
- (6) 提出された提案書、審査内容、審査経過については公表しない。

【問い合わせ・書類提出先】

〒905-0292 沖縄県国頭郡本部町字東5番地（本部町役場2階）

本部町役場 企画商工観光課 総合企画班 崎浜

TEL : 0980-47-2702

E-mail: kikaku@town.motobu.okinawa.jp

○本部町契約規則

第30条 町長は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約者が、保険会社との間に本町を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約者から委託を受けた保険会社が、本町と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 第3条第2項(第19条において準用する場合を含む。第32条第2項第2号において同じ。)の規定により定めた資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年の間に本町その他の官公署とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- (5) 物品を売り払う場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 工事請負契約において、契約金額が130万円以下のとき。
- (7) 随意契約を締結する場合において、契約金額が70万円以下であり、かつ、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (8) 官公署と契約を締結するとき。
- (9) 本町が土地又は建物を買入れ、又は借り入れる契約をするとき。
- (10) 土地、建物又は立木を売り払う場合において、契約で契約保証金相当の違約金について定めがあるとき。
- (11) 町長が、契約の性質又は目的により、前各号に準ずるものとして契約保証金を納付させる必要がないと認めるとき。